

栃 木 市 役 所
エ コ オ フ ィ ス 推 進 実 行 計 画
地方公共団体実行計画（事務事業編）



2016（平成28）年度～2022（令和4）年度版



栃 木 市

— 目 次 —

<u>第Ⅰ章 基本的事項</u>	<u>1</u>
1 計画策定の背景と目的	
2 計画の位置付けと役割	
3 計画の対象範囲	
4 計画の期間等	
5 計画の目標	
<u>第Ⅱ章 温室効果ガスの排出状況</u>	<u>5</u>
1 温室効果ガス排出量の推計方法	
2 エネルギー使用量・温室効果ガスの排出量等	
<u>第Ⅲ章 計画の目標</u>	<u>6</u>
1 削減目標	
<u>第Ⅳ章 具体的取組</u>	<u>7</u>
1 取組の体系	
2 具体的な取組事項	
<u>第Ⅴ章 計画の推進</u>	<u>13</u>
1 推進体制	
2 職員への啓発、研修	
3 計画の見直し	
4 公表	
<u>参考資料</u>	<u>15</u>

第 I 章 基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動などに伴って排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することによって、地球全体の温度が上昇する現象であり、これにより生態系や自然環境、生活環境などに大きな影響を与える重大な環境問題です。

地球温暖化問題が深刻化し、日本では 2005 年（平成 17 年）の京都議定書達成計画において 1990（平成 2）年比で温室効果ガスを 6%削減する目標が掲げられ、さらに 2015 年（平成 27）年 12 月に開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、2030（令和 12）年までに 2013（平成 25）年比で温室効果ガスを 26%削減する目標が掲げられました。

また、1999（平成 11）年 4 月に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、地球温暖化対策推進法）においては、地方公共団体は「市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」＝「地方公共団体実行計画」を策定することとされました。

本市においては、合併前から栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町において、それぞれ地球温暖化防止対策などの環境施策に取り組んできたところです。その後 2010（平成 22）年に合併を行い、さらに 2011（平成 23）年には西方町と、2014（平成 26）年には岩舟町と合併を行い、新しい栃木市となったことから、共通認識のもと、地球温暖化対策に取り組んでいくために、地球温暖化対策推進法第 20 条の 3 に基づく地方公共団体実行計画として、また、市役所における地球温暖化をはじめとした環境問題への取組を推進するため、「栃木市役所エコオフィス推進実行計画」（以下「エコオフィス推進実行計画」という。）を策定しました。

2. 計画の位置付けと役割

この計画は、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス削減のための取組を含め、省エネルギーの推進、グリーン購入の推進、リサイクルの促進、廃棄物の発生抑制、環境に配慮した公共施設の整備、公共事業の実施など、環境全般に配慮した取組を推進するための計画とします。

また、環境基本計画における庁内実行計画と位置付け、市のすべての職場、職員が一体となって、日常の事務・事業活動の中で継続的に取り組むための計画とします。

実施にあたっては、市民サービス及び職員の職務環境・事務効率の維持・向上に留意するものとします。

根拠法令：地球温暖化対策推進法（第21条・地方公共団体実行計画）

都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

その他関係法令

（1）エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）

エネルギー使用量の把握や削減計画の策定等が義務付けられていることから、目標設定や施策の内容、データ収集、取りまとめ等において、整合を図ります。

（2）国等による環境物品等の調達等に関する法律（グリーン購入法）

この法律に基づく環境物品（環境負荷低減に資する製品・サービス）等の調達の推進を図るための取組を含みます。

（3）環境配慮契約法（第4条）

地方公共団体の責務として、環境配慮契約の推進に努めるものと規定し、温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約の推進を図るため、環境配慮契約方針を作成することとしています。

3. 計画の対象範囲

(1) 事務・事業の範囲

市が行う全ての事務・事業とします。

また、指定管理、委託等により実施する事務・事業についても、同様とします。

(2) 削減等の対象

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定する温室効果ガス及び市の事務・事業活動において環境に負荷を与えるエネルギー、資源の利用とします。

① 温室効果ガス

市の事務・事業活動が発生原因となる下記の温室効果ガスを対象とします。

ガスの種類	温室効果ガスを発生する行政活動内容	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	・電気やガソリンなどのエネルギー使用 ・廃棄物の焼却	1
メタン (CH ₄)	・ボイラーや自動車による燃料の使用 ・浄化槽の使用 ・生活排水の処理 ・廃棄物の焼却	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・ボイラーや自動車による燃料の使用 ・浄化槽の使用 ・生活排水の処理 ・廃棄物の焼却	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	・自動車用エアコンの使用 (市ではHFC-134aの係数を使用)	12～ (1,430)

② エネルギーの使用量

市の事務・事業に係る電力使用量、燃料使用量等を対象とします。

③ 紙の使用量

市の事務・事業に係る印刷用の紙の使用量を対象とします。

(使用量については、コピー用紙等の購入量とします。)

④ 水の使用量

市の事務・事業に係る上水道の使用量を対象とします。

(地下水は使用量の把握が困難なため除きます。)

4. 計画の期間等

この計画の期間は、前計画 2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度までの 5 年間計画）を延長し、2016（平成 28）年度から 2022 年（令和 4 年）度までの 7 年間とし、栃木市総合計画及び栃木市環境基本計画の計画期間と同期化させ、連携を図ります。

ただし、目標年度までの間における取組実績、あるいは社会情勢の変化などを考慮し、必要に応じて所要の見直しを行うこととします。

5. 計画の目標

2016（平成 28）年 5 月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、行政機関において温室効果ガスの総排出量を 2030（令和 12）年度までに 2013 年（平成 25 年）度比 40％削減する目標を掲げられていることを踏まえ、本市においては、2016（平成 28）年度から 2030（令和 12）年度までの期間で、2014（平成 26）年度比で温室効果ガス総排出量を 40％（年間 2.66％）削減することを目標といたしました。【第Ⅲ章を参照】

第Ⅱ章 温室効果ガスの排出状況

1. 温室効果ガス排出量の推計方法

毎年度、各課に該当項目について照会を行い、国の公表する温室効果ガス排出係数を用いて算出します。

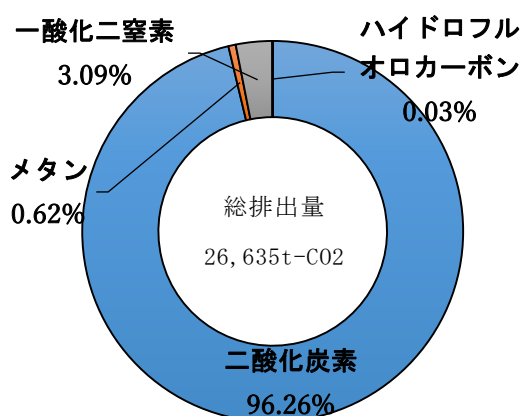
2. 温室効果ガス排出量等

基準年度 2014（平成 26）年度の状況は次のとおりです。

(1) 温室効果ガス排出量

種 類	排出量
二酸化炭素	25,639 t-CO ₂
メタン	6,657 kg-CH ₄
一酸化二窒素	2,761 kg-N ₂ O
ハイドロフルオロカーボン	5 kg-HFC
二酸化炭素換算 総 排 出 量	26,635 t-CO ₂

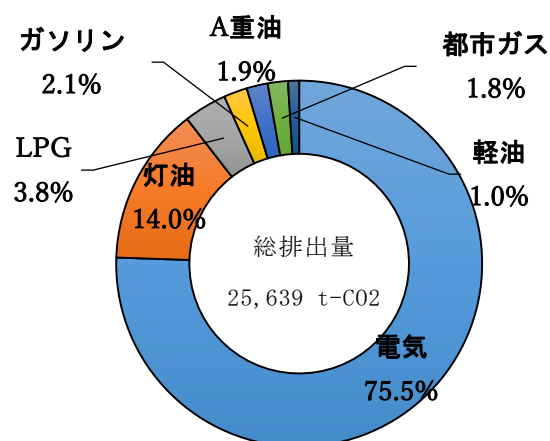
ガス種別温室効果ガス（CO₂）排出量



(2) エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量

種 類	使用量	排出量
電力	37,934,725kwh	19,366 t-CO ₂
灯油	1,439,642ℓ	3,584 t-CO ₂
LPG	148,475 m ³	972 t-CO ₂
ガソリン	228,751ℓ	531 t-CO ₂
A重油	176,701ℓ	479 t-CO ₂
都市ガス	204,367 m ³	457 t-CO ₂
軽油	96,930ℓ	251 t-CO ₂
計		25,639 t-CO ₂

エネルギー種別温室効果ガス（CO₂）排出量



(3) 紙の使用量（A4換算）

36,988 千枚

(4) 水（上水道）の使用量

597,887 m³

※エネルギー由来の温室効果ガスの総排出量

第Ⅲ章 計画の目標

1. 削減目標

この計画におけるエネルギーの使用による温室効果ガスの総排出量及び資源使用量の削減目標は、次のとおりとします。

◆ エネルギー使用による温室効果ガスの総排出量削減目標

	ガスの種類	基準値 2014(H26)年	削減率	目標値 2022(R4)年
温室 効果 ガス	二酸化炭素 (t-co2)	25,639	二酸化炭素換算 ▲2.66%×7年 ▲18.62%	2021(R3)年3月末をもって二酸化炭素の総排出量(温室効果ガス)の削減量を目標値とするため未設定
	メタン (kg-CH ₄)	6,657		
	一酸化二窒素 (kg-N ₂ O)	2,761		
	ハイドロフルオロ カーボン (kg-HFC)	5		
	二酸化炭素換算 総排出量 (t-co2)	26,635		21,676

◆ 資源利用削減目標

削減項目	基準値 2014(H26)年	削減率	目標値 2022(R4)年
紙使用量 (千枚) (A4換算枚)	36,988	▲21.0%	29,221
水道使用量 (m ³) (上水)	597,887	▲7.0%	556,035
廃棄物処理量 (t) (もやすごみ、市域)	43,342	▲13.2	37,624

※紙使用量は、本計画策定時に年▲1%としていたが、2019(令和元)年度末時点で2014(平成26)年度比で▲18%となったことから、目標値を▲21%とする。

※水使用量は、年▲1%とする。

※廃棄物処理量は、一般廃棄物処理基本計画の2013(平成25)年度を基準とした2022(令和4)年度の目標値とする。

第Ⅳ章 具体的取組

1. 取組の体系

電気や燃料等のエネルギー使用量を削減することが、温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化の抑制につながることで、また、資源の有効活用が図られること等を認識し、次の取組を積極的に実践します。

(1) 電気使用量の削減

- ① 電気製品の効率的な利用
- ② 省電力型施設、設備、機器類の導入推進
- ③ 再生可能エネルギーの導入検討

(2) 燃料使用量の削減

- ① 自動車の効率的な利用、省エネ運転の励行
- ② 燃料使用設備、機器の効率的・効果的な利用
- ③ 省エネ型設備、機器等の導入推進

(3) 紙使用量の削減

- ① 紙製品、印刷物の効率的な使用
- ② 会議資料等のペーパーレス化

(4) 水使用量の削減

- ① 節水意識の高揚による無駄のない水の使用
- ② 公共施設・設備などにおける節水設備の導入推進

(5) 環境物品等の調達推進

- ① 環境に配慮した製品等の購入、使用
- ② 環境に配慮した容器包装製品の購入、使用

(6) 廃棄物の排出削減

- ① ごみの分別、再資源化の推進
- ② 3Rを基本とした製品等の購入、使用

(7) 実施体制・評価体制の整備及び職員啓発

- ① すべての職員が目標達成に向けて取り組む体制の整備
- ② 環境情報及び問題意識の共有化
- ③ 地域社会の一員としての環境保全活動への積極的参加

2. 具体的な取組事項

(1) 電気使用量の削減

① 電気製品の効率的、効果的な利用

【照明関係】

- ・ 昼休みや勤務時間外には、不必要な照明を消します。
- ・ 会議室、湯沸し室、トイレ等、使用していないときは、消灯します。
- ・ 事務室等で部分的に消灯できる場合は、事務に支障のない範囲で消灯します。
- ・ 晴天のとき、事務に支障がなければ窓際の照明を消します。
- ・ 照明器具の蛍光管や反射傘を清掃し、常にきれいにしておきます。
- ・ ライトダウン（夏至・七夕）には、午後 8 時に事務室内消灯を実施します。
- ・ 残業時間の一斉消灯を実施します。（月・火・木・金曜日は午後 8 時 30 分、水曜日は午後 7 時 30 分）

【OA機器関係（パソコンなど）】

- ・ 長時間席をはずす時や外出などの時は、省エネモードまたは機器の電源を切ります。
- ・ 画面の明るさを控えめに設定したり、省電力機能を有効に活用します。

【冷暖房関係】

- ・ 冷暖房時における事務室等の適切な室温設定を徹底します。
夏季 室温の設定を 28℃とし、「クールビズ」を実践します。
冬季 室温の設定を 20℃とし、「ウォームビズ」を実践します。
- ・ 冷房時は、効率を上げるため、よしずやすだれ、ブラインド等で遮光します。
- ・ 暖房時は、効率を上げるため、太陽光を積極的に取り入れます。
- ・ 可能な施設においては、緑のカーテンの設置や屋上、ベランダ、壁面の緑化など、植物による冷房効果を利用した省エネ策を講じます。

【その他】

- ・ 電気ポットは使用せず、電気を消費しないポットを利用します。
- ・ 退庁時には、電気製品の主電源を切り、コンセントを抜いておきます。
- ・ 待機電力の削減に努めます。
- ・ 残業のないときは、速やかに退庁します。
- ・ エレベーターの使用は最小限とし、階段を利用します。
- ・ 水洗トイレを使用後は、便座のふたを閉めます。

【クールビズ・ウォームビズ】

冷暖房を適切に設定し、冷暖房に過度に頼らず、快適に業務を行うため、服装などを工夫すること。

② 省電力型施設、設備、機器類の導入推進

- ・新たな施設、設備、機器の導入（バルクリース、ESCO 事業等）に当たっては、より省電力のものを選びます。

（例　O A機器については、国際エネルギースターロゴ製品
電気器具については、省エネラベル等を参考とします。
照明器具については、L E D等の導入検討）

- ・施設の新築、改築の際は、自然光を取り入れる工夫や冷暖房の効率に配慮した構造を検討します。

③ 再生可能エネルギーの導入検討

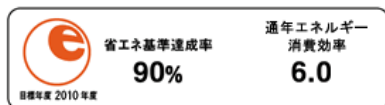
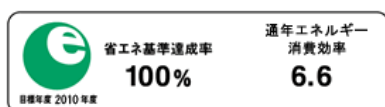
- ・バイオマス発電など、再生可能エネルギーの利用を推進します。
- ・施設の新築、改築の際に、太陽光発電システムなど、再生可能エネルギー、省エネルギーシステムの導入を検討します。
- ・既存の施設においても、再生可能エネルギー、省エネルギーシステムの導入を検討します。

【国際エネルギースターロゴ】



パソコンなどのオフィス機器について、稼動時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品に付けられるマークです。

【省エネラベル】



2000 年 8 月に J I S 規格として導入された表示制度で、エネルギー消費機器の省エネ性能を示すものです。

(2) 燃料使用量の削減

① 自動車の効率的な利用、省エネ運転の励行

- ・自動車を運転する際は、次の 10 のエコドライブに心がけます。
 - 1) ふんわりアクセル
 - 2) 加減速の少ない運転
 - 3) 早めのアクセルオフ
 - 4) 適切なエアコンの使用
 - 5) アイドリングストップ
 - 6) 渋滞を避け余裕をもって出発

- 7) タイヤの空気圧の点検・整備 8) 不要な荷物はおろそう
- 9) 走行の妨げとなる駐車に注意 10) 自分の燃費を把握しよう
- ・目的地までの道のりが2 km以内の場合は、荷物等があるときや雨天のときなどを除いて自動車は利用しません。
- ・自転車の利用を推進します。
- ・研修や会議の際は、職員同士で乗り合わせをして、自動車の利用を削減します。
- ・出張の際は、目的地までの距離や時間を考慮し、できる限り公共交通機関を利用します。
- ・定期的に車両整備を行い、自動車の適正な維持管理に努めます。
- ・庁用車について、走行記録、給油等の記録から温室効果ガス排出量を把握し、その削減意識を高めます。

② 燃料使用設備、機器の効率的・効果的な利用

- ・冬期は、部屋の保温等を工夫し、暖房器具の燃料使用量を減らします。
- ・少人数で残業する際は、効率的な暖房器具の利用に努めます。
- ・湯沸かしの際は、沸かしすぎず、また、余分な量の湯は沸かしません。
- ・給湯器からは必要な量だけポットに入れ、退庁時には残さないようにします。

③ 省エネ型設備、機器等の導入推進

- ・ボイラーなどのエネルギー供給設備の設置の際は、燃焼効率に優れたものを選びます。
- ・自動車の購入に当たっては、ハイブリッド車や電気自動車など、低燃費、低公害型のものを選びます。

 自動車の排出ガス低減レベルを示すマーク	 自動車の燃費性能を示すマーク
--	--

(3) 紙使用量の削減

① 紙製品、印刷物の効率的な使用

- ・資料等はなるべく簡素化し、必要な部数だけコピー、印刷をします。
- ・コピーや印刷の際は、両面刷り、縮小コピーなど紙の使用枚数を減らす工夫をします。また、パソコンや印刷機の設定を確認し、印刷ミスやコピーミスをなくします。
- ・き細な文字の訂正は、手書きにより修正し、余分な紙は使いません。

- ・裏面に印刷がないミスコピー用紙、不用紙は、メモ紙、試し刷り、FAX用紙などに用い、その有効利用を図ります。
- ・個人持ちの資料は、必要最低限として、課単位で共有するようにします。
- ・回覧で足りるものは、個人配布しません。
- ・会議を開催する際には、原則、封筒を使用しないようにします。
- ・使用済み封筒の有効利用を図ります。
- ・パンフレット、報告書等の印刷は、必要性等を考慮し、必要最小限にとどめます。

② 会議資料等のペーパーレス化の促進

- ・情報等を伝達する際は、メール、グループウェア等をできる限り利用します。
- ・電子データ・情報を印刷する際は、必要最低限のものだけを印刷します。

(4) 水使用量の削減

① 節水意識の高揚による無駄のない水の使用

- ・節水を常に心がけ、水道蛇口をこまめに閉めます。
- ・洗剤の適量使用を徹底し、すすぎ等の水の使用量を減らします。
- ・施設においては、水道蛇口がある場所にチラシなどを掲示し、節水を呼びかけます。
- ・施設における毎月の水道使用量を把握し、水の無駄使いの防止や漏水等の点検に努めます。
- ・トイレの大小レバーを使い分けます。

② 公共施設・設備などにおける節水設備の導入推進

- ・水道蛇口の節水コマ（適量の水を流す機能を持つ器具）への取替えを推進します。
- ・施設を新築、改築する際は、雨水の貯留タンクや雨水利用施設の設置を検討します。また、節水型の機械設備、水洗トイレ等の導入を検討します。

(5) 環境物品等の調達推進

- ・「栃木市グリーン購入調達方針」に基づき、環境保全や物品のライフサイクル全体に配慮した調達に努めるとともに、調達総量の抑制に努めます。
- ・物品の在庫管理等を適切に行い、物品等の購入を計画的に行います。

(6) 廃棄物の排出削減

2016（平成28）年4月に策定した「栃木市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の削減に向けた取組を実施していきます。

① ごみの分別、再資源化の推進

- ・市の生活系一般ごみの分別基準に従って、ごみを資源物とそうでないものとに

しっかりと分別します。

- ・紙類はできる限り資源物として出すため、次のことを行います。
 - 1) 包装用紙、空き箱等もその他の紙類として資源物とし、これらにリサイクルができる部分とできない部分が混在する場合は、両者を分けて出します。
 - 2) 文書類は、秘密文書類として焼却すべきものとそうでないものとに分別し、可能な限り資源化します。
- ・施設、公園、街路などの樹木の剪定枝、雑草類のチップ化や堆肥などへの利活用を考えます。
- ・昼食の際は、自分の箸、コップ類を持参し、使い捨ての割り箸や紙コップは使用しません。
(例 昼食等の注文時に割り箸を断る。買い物をした時にレジ袋を断る。)
- ・昼食の購入等には、マイバッグを持参し、レジ袋を断ります。

② 3 Rを基本とした製品等の購入、使用

- ・製品の購入に当たっては、3 R（それが本当に必要なものか、再利用あるいは再資源化できるものか）を考え、次のことに努めます。
 - 1) 簡易な包装の製品を優先して選びます。
 - 2) 使い捨てのものはなるべく購入、利用しません。
- ・消耗品や備品は、在庫情報を共有し、有効利用を図ります。
- ・各種工事の施工に当たっては、生活環境や自然環境への影響、資源のリサイクル等を考慮した環境への負荷が少ない工法、原材料を選ぶようにします。

【3 R（スリーアール）】

R e d u c e （リデュース）：発生抑制・減らす

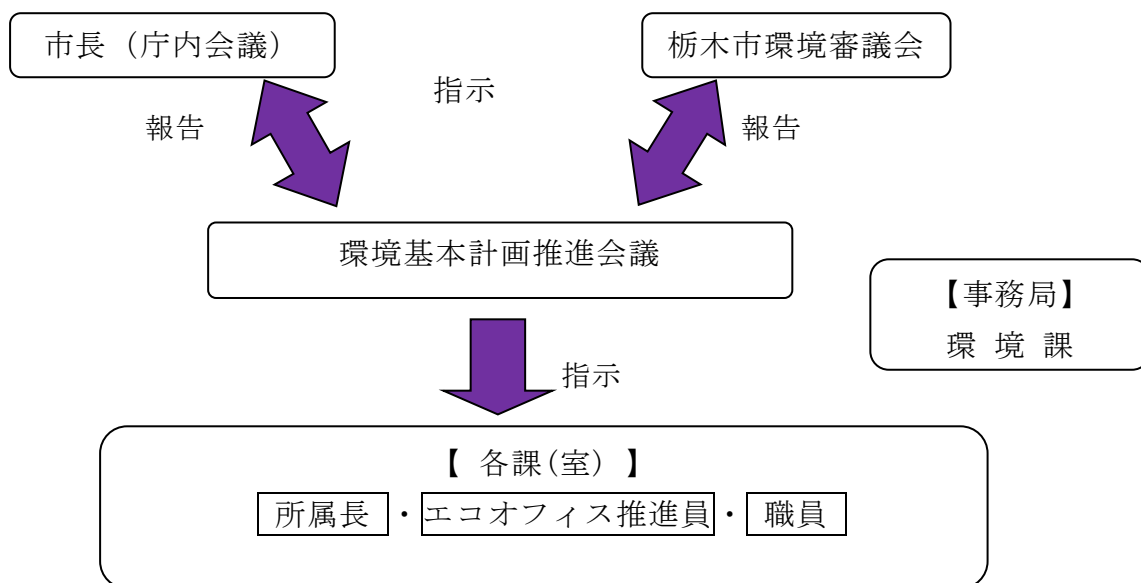
R e u s e （リユース）：再利用・繰り返し使う

R e c y c l e （リサイクル）：分別・再資源化

第Ⅴ章 計画の推進

1. 推進体制

エコオフィス推進実行計画の推進体制は、市職員等の意識の向上と取組の推進を図るため、次のとおりとします。



(1) 環境基本計画推進会議

エコオフィス推進実行計画に基づく取組状況等を、庁内会議及び市環境審議会に報告するとともに、各施設へ取組の指示を行います。

(2) エコオフィス推進員

- ・所属長は、各課等における取組を管理、推進します。また、取組の推進役として、エコオフィス推進員を選任します。
- ・エコオフィス推進員は、各課等におけるエコオフィス推進実行計画を推進するためのリーダーとしての役割を担います。また、各課等における取組状況等の報告を行います。

(3) 職員

- ・この計画に掲げる取組を積極的に実践します。
- ・環境負荷の低減を図るため、エコオフィス推進員の指導、助言に従います。
- ・環境問題を誰にも共通する緊急の課題としてとらえ、様々な機関やメディアから発信される環境情報に関心を持ちます。
- ・身近な職場環境、地域環境に関心を持ち、居住する地域や勤務する施設、事務

室などの美化、清潔保持に日頃から努めます。

- ・日常生活においても、環境負荷低減のための行動に積極的に取組ます。
- ・日頃から環境に配慮した製品を意識した消費活動を行います。
- ・地域住民の一人として、清掃活動、リサイクル活動など、地域の環境保全活動に積極的に参加します。
- ・通勤に当たっては、できる限り自家用車を使わないようにします。
また、自動車通勤の場合は、エコ通勤デーを活用して、自家用車の利用を控えます。
- ・この計画に掲げられた取組以外においても、エコオフィスの推進にあたり、効果的な取組を積極的に実施します。

(4) 環境課

- ・本計画の事務局として、取組を推進するために必要な事務を行います。
- ・市の職員全員の環境に関する見識、理解を深めるため、必要な研修等を行います。
- ・重点取組事項や重点期間等を設け、積極的に推進します。

2. 計画の見直し

この計画は、社会情勢の変化、技術の進歩、取組の実施状況等を踏まえ、PDCAサイクル「Plan（計画）→Do（実行、運用）→Check（点検、評価、公表）→Action（改善）のサイクル」により推進し、継続的な改善を図ります。

3. 公表

この計画を策定又は変更したときは、地球温暖化対策推進法の規定により、市ホームページ、広報とちぎ等において広く公表します。

また、この計画に基づく取組の実施状況等は、地球温暖化対策推進法の規定により、市ホームページ、広報とちぎ等において毎年公表します。

1. 関係法令

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律 抜粋

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 略

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12 略

(2) 地球温暖化対策に関する基本方針 抜粋

(二) 地方公共団体の措置に関する基本的事項

ア 温室効果ガスの排出の抑制等の施策

地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じて、とるべき施策を判断し、きめ細かい地球温暖化対策を講ずる。地方公共団体の措置に関しては、例えば、以下の事項を基本とする。

① 地方公共団体は、地域づくりの推進者として、温室効果ガスの排出の抑制等に資する都市整備の推進、社会資本整備等の基盤づくり、木材資源の有効利用等の推進を図るとともに、植林、里山林の整備、国土緑化運動の推進等の森林の保全及び整備や都市緑化等の二酸化炭素吸収源の保全及び強化に資する対策を実施する。

② 地方公共団体は、事業者や国民に身近な公的セクターとして、地球温暖化対策やエネルギーに関する教育、民間団体の活動の支援等を行うとともに、先駆的な取組の紹介や相談対応等を実施する。その際、都道府県地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員が設置・委嘱されている場合には、これらを活用し、きめ細かな対応を行う。

③ 地方公共団体は、対策の実効性を確保するため、社会資本の整備等その実施する対策について、具体的目標の設定に努めつつ実施することとし、定期的にフォローアップを行う。

④ 都道府県地球温暖化防止活動推進センターの運営に当たっては、民間団体や住民の協力・参加が適切に確保されるものとする。

⑤ 地方公共団体の事務及び事業のうち、外部への委託等により実施するもので、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して、必要な排出抑制等の措置を講ずるよう要請するものとする。

イ 地方公共団体の事務及び事業に関し策定する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画

地方公共団体の事務及び事業に関し策定する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画(以下、「地方公共団体の実行計画」という。)の策定・公表等については、以下を基本とする。

① 地方公共団体は、本基本方針三に定める政府の実行計画の規定に準じて、地方公共団体の実行計画の策定、点検、公表等を行うものとする。また、その策定に当たっては、地域の自然的・社会的条件に応じ、創意工夫して行うものとする。なお、市町村は、その規模能力に応じて地方公共団体の実行計画を策定する。

② 地方公共団体の事務及び事業には、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、水道、下水道、公営交通、公立学校、公立病院等も含まれる。

2. 温室効果ガス算出方法

算出方法は、環境省より温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン 2015 年(H27 年) 4 月より基本的な考え方として下の計算式による。

二酸化炭素の排出量＝燃料等の消費量×種類ごとの単位発熱量×炭素排出係数

なお、この単位発熱量及び係数については地球温暖化対策の推進に関する法律施行令により定められており、温暖化ガス算定対象となる活動の区分は下のとおり。

1. 二酸化炭素 (CO₂)

燃料の使用

供給された電気の使用

供給された熱の使用

一般廃棄物の焼却(廃プラスチック類のみ)

産業廃棄物の焼却

その他(油田及びガスの生産関係、セメント、石灰石、ドライアイスの製造等)

2. メタン (CH₄)

ボイラーにおける燃料の消費(木材、木炭を燃料とするもの)

ガス・ガソリン機関における燃料の消費(航空機、自動車、船舶以外)

家庭用電気機械機器における燃料の消費

自動車の走行(走行距離に伴う排出)

船舶における燃料の消費(船舶の運航に伴う排出)

家畜の飼養（消化管内発酵・糞尿処理）

水田の耕作

牛の放牧

農業廃棄物の焼却

埋立処分した廃棄物の分解

生活排水の処理に伴う排出（下水及びし尿処理施設の処理量）

浄化槽の使用に伴う排出（浄化槽処理対象人数）

一般廃棄物の焼却に伴う排出（一般廃棄物もやすごみの処理量）

産業廃棄物の焼却に伴う排出

その他（油田、ガスの生産、ごみ固形燃料、カーボンブラック等化学製品の製造）

3. 一酸化二窒素（ N_2O ）

ボイラーにおける燃料の消費（炭、木材、木炭、B重油、C重油の使用）

ディーゼルにおける燃料の消費（自動車、鉄道車両、船舶以外）

ガス・ガソリンにおける燃料の消費（自動車、鉄道車両、船舶以外）

家庭用機器における燃料の消費（灯油、LPG，都市ガス使用）

自動車の走行（自動車の走行）

船舶における燃料の消費（船舶の航行）

麻酔剤の使用（笑気ガス）

家畜の飼養（糞尿の処理）

耕地への合成・有機肥料の施用

牛の放牧

農業廃棄物の焼却

生活排水の処理に伴う排出（下水又はし尿の処理施設処理量）

浄化槽の使用に伴う排出（浄化槽使用人数）

一般廃棄物の焼却に伴う排出（一般廃棄物燃やすごみの処理量）

産業廃棄物の焼却に伴う排出

その他（油田、ガスの生産、ごみ固形燃料、硝酸の製造等）

4. ハイドロフルオロカーボン（HFC）

自動車用エアコンディショナーの使用及び廃棄（カーエアコンの使用）

噴霧器、消火器の使用または廃棄（消火器の使用）

その他（半導体の製造等）

5. パーフルオロカーボン（PFC）

6. 六ふっ化硫黄（ SF_6 ）

7. 三ふっ化窒素（ NF_3 ）

※5、6、7については（地方公共団体からの排出はなし）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

貧困や不平等・格差、気候変動などのさまざまな問題を根本的に解決することを目指す、世界共通の 17 の目標（2015 年 9 月の国連サミットで採択）



目標 6：安全な水とトイレを世界中に

- 水資源の保全を図るために、水を効率的に使用して、水の使用量を削減しよう



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

- 再生可能エネルギーの割合を増やそう
- 省エネ、節電を心掛け、エネルギーを上手に使う工夫をしよう



目標 11：住み続けられるまちづくりを

- 大気や廃棄物を管理し、環境への悪影響を減らそう
- 公共交通機関を利用したり、エコドライブを心掛けたりしよう



目標 12：つくる責任 つかう責任

- 持続可能な方法で生産し、消費する取り組みを進めていこう
- 廃棄物の発生量を減らそう



目標 13：気候変動に具体的な対策を

- 気候変動とその影響に立ち向かうための行動を始めよう
- 温室効果ガスの発生量を減らそう

2016(平成 28)年 4 月策定

2017(平成 29)年 3 月改定

2021(令和 3)年 3 月改定

栃木市役所エコオフィス推進実行計画

地方公共団体実行計画(事務事業編)

栃木市生活環境部環境課

〒328-8686 栃木市万町 9-25

TEL: 0282-21-2

FAX: 0282-21-2692

E-mail: kankyou@city.tochigi.lg.jp